

神福く第 1700 号
令和 6 年 8 月 16 日

一般社団法人 神戸市薬剤師会
会長 安田 理恵子 様

福祉局くらし支援課課長（保護担当）

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養における 生活保護法上の取扱いについて（通知）

平素は、生活保護法による医療扶助患者の療養等に関しまして格別のご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、「長期収載品の処方等又は調剤について」（令和 6 年 3 月 27 日付け保医発 0327 第 11 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官通知。）及び『「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について』（令和 6 年 3 月 27 日付け保医発 0327 第 10 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官通知。）にて通知のあった通り、令和 6 年 10 月 1 日より患者希望で後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を処方した場合について、両者の差額の 4 分の 1 を患者が自己負担する選定療養が導入されます。

一方、生活保護法においては、「生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について」（平成 30 年 9 月 28 日付け社援保発 0928 第 6 号社会・援護局保護課長通知。）のとおり、患者希望による後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の処方は認められていないことから、本制度の適用は想定されておりません。

しかしながら、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の処方を希望する生活保護受給者も一定数存在することから、念のため以下のとおり本制度における生活保護法上の取扱いを通知いたします。ご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 生活保護法上における選定療養の取扱いについて

「生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬」（昭和 34 年 5 月 6 日厚生労働省告示 125 号）により、保険外併用療養費の支給に係るものは生活保護法上の指定医療機関及び医療保護施設には適用しないこととなっております。このため、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養についても、生活保護法上の指定医療機関には適用されません。

2. 留意事項

前項の取扱いにより、保険外併用療養費を含む診療報酬については保険診療分も含めて医療扶助の適用ができません。このため、仮に選定療養が含まれる診療報酬の請求があった場合は、返戻の対象となりますので予めご承知おきください。

3. 参考

○「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」（昭和34年5月6日厚生労働省告示125号）第2項抜粋

国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。)につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。

以 上

担当：医療担当 松尾・牛島

TEL：078-322-5202